

八洲学園高等学校 学則

学校法人 八洲学園

20240401

八洲学園高等学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 八洲学園高等学校は単位制・通信制の高等学校として、高等学校教育を受けられなかった青少年に、高等学校への就学の機会を与えることを主たる目的とし、併せて、生涯教育の場として、社会人に一般教養科目と職業に関する専門科目の教育を行うこと、および学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育施設と技能連携を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 校名は八洲学園高等学校と称する。

(位置)

第3条 八洲学園高等学校 本校は大阪府堺市西区鳳中町7丁225番地の3に位置する。

(区域)

第4条 八洲学園高等学校に入学できる生徒は、大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・和歌山県・三重県・滋賀県・東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・静岡県に居住する者とする。

(面接指導等実施施設、学習等支援施設)

第5条 八洲学園高等学校の「面接指導等実施施設、学習等支援施設」は別表1に定めるとおりとする。

第2章 課程、学科、修業年限、収容定員

(課程、学科、修業年限、収容定員)

第6条 八洲学園高等学校の課程、学科、修業年限、収容定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	収容定員
単位制・通信制	普通科	3年	3,000名

第3章 入学・卒業の時期、学期、休業日、職員組織

(入学・卒業の時期)

第7条 八洲学園高等学校は毎月1日ごとに入学を認定し、学期の区分ごとに卒業を認定する。

(学期)

第8条 学期は2期制とし、各学期の始期・終期は次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第9条 八洲学園高等学校の休業日は次のとおりとする。

- 1 冬期休業日 12月29日から翌年1月7日まで
- 2 開校記念日 6月1日
- 3 夏期休業日 8月期間中・休日祝日を含む10日間

(職員組織)

第10条 八洲学園高等学校の教職員は、校長、教頭、教諭、講師、事務員、校務員、校医・薬剤師をもって組織する。

第4章 教育課程、添削指導、面接指導、試験

(教育課程)

第11条 教育課程は、別表2及び別表3に定めるとおりとする。

(添削指導)

第12条 高等学校学習指導要領の通信制課程に関する定めにより、添削指導を行う。各教科・科目の添削指導回数は、別表2に定めるとおりとする。

(面接指導)

第13条 高等学校学習指導要領の通信制課程に関する定めにより、面接指導を行う。各教科・科目の面接指導回数は、別表2に定めるとおりとする。面接指導の実施教科・科目及び実施時期は、生徒の履修実態に合致するよう、毎年別に定める。

(試験)

第14条 各学期末に、履修する各教科・科目について試験を行う。

第5章 入学、転入学、編入学、科目履修、技能連携、生徒の区分

(入学)

第15条 八洲学園高等学校に入学できる者は次のとおりとする。

中学校卒業者又は同等以上の学力があると認められた者

(入学手続)

第16条 八洲学園高等学校に入学しようとする者は、所定の入学願書に必要事項を記載し、中学校の卒業証明書または卒業見込み証明書を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

- 2 入学の登録は、入学願書により行う。
- 3 入学を許可したときは、出身中学校長に入学許可通知書を送付し、生徒指導要録の写し・健康診断票の送付を受けるものとする。
- 4 入学を許可された者は、入学許可の日から八洲学園高等学校の別で定める指定期

日以内に、校納金を添えて入学手続をとらなければならない。

(転入学)

第17条 他の高等学校より転入学しようとする者は、入学願書に当該高等学校長の発行する転入学に関する照会状・成績及び単位修得証明書を添えて申し込まなければならない。

- 2 転入学の登録は、前項の書類により行う。
- 3 転入学を許可したときは、当該高等学校長に転入学許可通知書を送付し、生徒指導要録の写し・健康診断票の送付を受けるものとする。
- 4 転入学を許可された者は、転入学許可の日から八洲学園高等学校の別で定める指定期日以内に校納金を添えて転入学手続をとらなければならない。

(編入学)

第18条 前に在学していた高等学校より編入学しようとする者は、入学願書に当該高等学校長の発行する成績及び単位修得証明書を添えて申し込まなければならない。

- 2 編入学の登録は、前項の書類により行う。
- 3 編入学を許可したときは、当該高等学校長に編入学許可通知書を送付し、生徒指導要録の写し・健康診断票の送付を受けるものとする。
- 4 編入学を許可された者は、編入学許可の日から八洲学園高等学校の別で定める指定期日以内に校納金を添えて編入学手続をとらなければならない。

(科目履修)

第19条 特定の教科・科目だけを履修しようとする者は、所定の科目履修願に、科目履修料を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の手続を終えたときは、科目履修を許可する。

(技能連携)

第20条 学校教育法第55条の規定による指定技能教育施設に在学する者が、連携措置に係る科目の単位修得認定を受けようとするときは、技能教育施設の指定等に関する規則第7条の定めにより、予め当該技能教育施設の設置者と協議して連携措置計画書を作成しなければならない。

(生徒の区分)

第21条 他の高等学校の修了期間を通算して、在学期間1年以内の者を1年次生、2年以内の者を2年次生、2年を越える者を3年次生とする。なお、技能連携を伴う者を技能連携生、その他の者を一般生と総称する。

(聴講生)

第22条 科目履修のみを目的とする者を聴講生とする。

第6章 休学・復学、転学、退学

(休学・復学)

第23条 生徒が疾病その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、所定の休学願に診断書を添えて願い出なければならない。

- 2 前項の者が復学しようとするときは、所定の復学願により願い出て復学することができる。

(転学)

第24条 他の高等学校へ転学しようとする者は、事務部を通じて校長に申し出なければならない。

- 2 転学を適当と認めるときは、転学照会状に成績証明書・単位修得証明書を添えて、転学希望高等学校長に送付する。
- 3 当該高等学校長より、転学許可の通知を受けたときは、生徒指導要録の写し、健康診断票を送付する。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、所定の退学願に生徒証明書を添え願い出て許可をえなければならない。

第7章 単位修得、見なし修得、特別単位認定委員会、卒業

(単位修得)

第26条 履修教科・科目について、添削指導及び試験の成績が合格基準以上で、所定時間の面接指導を受けているときは、当該教科・科目の単位修得を認定する。

- 2 添削指導又は試験の成績が不合格のときは、再度添削指導又は試験を受けなければならない。
- 3 履修教科・科目により、学期ごとに分割履修を認定することができる。
- 4 添削指導及び試験の合格基準、及び分割修得の基準は別に定める。

(見なし修得)

第27条 下記各号の定めに従うときは、高等学校学習指導要領の通信制課程に関する特則に基づき、当該履修時間を免除して当該教科・科目の単位修得を認定することができる。

- (1) 高等学校卒業程度認定試験において合格点を得た場合には、それに相当する教科・科目の単位を修得したものと見なすことができる。
- (2) 職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業(家事を含む。)に従事している場合において、その職業における実務等があらかじめ学校が立てた指導計画に照らしてその各教科・科目の実習として適切なものと認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数の10分の3以内の時間数を免除することができる。
- (3) 学校が、その指導計画に、各教科・科目または特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習

を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

(特別単位認定委員会)

第28条 八洲学園高等学校において履修した各教科・科目以外の単位の認定については、特別単位認定委員会を設け、審査するものとする。委員会の構成は別に定める。

(卒業)

第29条 下記の各号の要件を満たしたときは卒業を認定し、別表5に定める卒業証書を授与する。

- (1)別表2および別表3に定める八洲学園高等学校教育課程により、必履修教科・科目及び総合的な探究の時間の単位を含めて74単位以上を履修し修得していること。
- (2)職業に関する教科・科目の単位数が24単位以内であること。
- (3)特別活動に30時間以上参加していること。
- (4)他の高等学校の在学期間を通算して、高等学校の在学期間が3年以上であること。
- (5)校納金を完納していること。

第8章 賞 罰

(表彰)

第30条 成績優秀で他の模範とされる生徒については、これを表彰することがある。

(罰則)

第31条 校規・校則に従わない生徒については、校長戒告・停学・退学などの処分を行うことがある。

(退学命令)

第32条 次の各号の1に該当する者には、退学を命じることがある。

- (1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2)学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3)履修状況が常でなく成業の見込みがないと認められる者
- (4)校規・校則に違反して指導に従わない者
- (5)相当期間にわたり校納金を納入しない者

第9章 入学登録料・入学金・授業料、その他

(入学登録料・入学金・授業料)

第33条 八洲学園高等学校の入学登録料、授業料等は別表4のとおりとする。

ただし、成績優秀者や個別の家庭事情によっては、校長の判断の元、各学費の減免措置を行うこともできる。

(寄宿舎)

第34条 寄宿舎に関する事項は別に定める。

(健康診断)

第35条 生徒が勤務先で健康診断を受けているときは、学校ではこれを省略することができる。

その他の生徒については、毎年1回別に定めるところにより健康診断を実施する。

附 則

- 1 本学則は平成 4年4月1日より施行する
- 2 本学則は平成 6年4月1日より施行する
- 3 本学則は平成 9年4月1日より施行する
- 4 本学則は平成12年4月1日より施行する
- 5 本学則は平成14年4月1日より施行する
- 6 本学則は平成15年4月1日より施行する
- 7 本学則は平成17年4月1日より施行する
- 8 本学則は平成17年8月1日より施行する
- 9 本学則は平成19年4月1日より施行する
- 10 本学則は平成21年4月1日より施行する
- 11 本学則は平成22年4月1日より施行する
- 12 本学則は平成22年10月1日より施行する
- 13 本学則は平成23年4月1日より施行する
- 14 本学則は平成23年10月1日より施行する
- 15 本学則は平成24年4月1日より施行する
- 16 本学則は平成25年4月1日より施行する
- 17 本学則は平成25年10月1日より施行する
- 18 本学則は平成27年10月1日より施行する
- 19 本学則は平成28年4月1日より施行する
- 20 本学則は平成30年4月1日より施行する
- 21 本学則は平成31年4月1日より施行する
- 22 本学則は令和2年1月1日より施行する
- 23 本学則は令和3年4月1日より施行する
- 24 本学則は令和4年4月1日より施行する
- 25 本学則は令和5年4月1日より施行する
- 26 本学則は令和6年4月1日より施行する

別表1 面接指導等実施施設、学習等支援施設一覧

	通信教育連携協力施設の類型		施設名	住所		定員数(名)
1	面接指導等実施施設	分校	大阪中央分校	大阪府大阪市中央区玉造	1-3-15	220
2	面接指導等実施施設	分校	横浜分校	神奈川県横浜市西区桜木町	7-42八洲学園大学内3F	500
3	面接指導等実施施設	技能教育施設	やしま学園高等専修学校	大阪府堺市西区鳳中町	4-132	120
4	面接指導等実施施設	技能教育施設	美芸学園高等専修学校	奈良県大和高田市大中	176	120
5	面接指導等実施施設	技能教育施設	大阪美容専門学校	大阪府大阪市中央区玉造	2-28-27	270
6	面接指導等実施施設	技能教育施設	エコーペットビジネス総合学院	兵庫県尼崎市長洲西通	1-3-23	180
7	面接指導等実施施設	技能教育施設	神戸女子洋裁専門学校	兵庫県神戸市長田区東尻池町	2-5-19	60
8	面接指導等実施施設	技能教育施設	日本高等美容専門学校	兵庫県神戸市東灘区御影中町	8-4-14	90
9	面接指導等実施施設	技能教育施設	町田みのり高等部	東京都町田市森野	1-27-14サカヤビル1F	60
10	面接指導等実施施設	技能教育施設	静岡高等学園	静岡県菊川市本所	1105-1	90
11	面接指導等実施施設	技能教育施設	三宮みのり高等部	兵庫県神戸市中央区磯上通	8-1-33幸和ビル2F	60
12	学習等支援施設	サポート施設	梅田キャンパス	大阪府大阪市北区梅田	1-3-1大阪駅前第1ビル2F	150
13	学習等支援施設	サポート施設	三宮キャンパス	兵庫県神戸市中央区磯上通	8-1-33幸和ビル2F	100
14	学習等支援施設	サポート施設	新宿キャンパス	東京都新宿区西新宿	7-11-18新宿711ビル7F	100
15	学習等支援施設	サポート施設	池袋キャンパス	東京都豊島区南池袋	3-11-10ベリエ池袋4F	120
16	学習等支援施設	サポート施設	町田分室	東京都町田市森野	1-27-14サカヤビル1F	20

別表2 教育課程表ならびに科目別添削指導回数及び面接指導回数

令和4年度以降入学生						
課程	教科	科目	単位	必修	添削指導回数	面接指導回数
新	国語	現代の国語	2	○	6	2
新		言語文化	2	○	6	2
新		論理国語	4		12	4
新		国語表現	4		12	4
新	地理歴史	地理総合	2	○	6	2
新		歴史総合	2	○	6	2
新		日本史探究	3		9	3
新		世界史探究	3		9	3
新	公民	公共	2	○	6	2
新		倫理	2		6	2
新		政治・経済	2		6	2
新	数学	数学入門	3		9	3
新		数学Ⅰ	3	○	9	3
新		数学A	2		6	2
新	理科	科学と人間生活	2	※1	6	8
新		物理基礎	2		6	8
新		化学基礎	2		6	8
新		生物基礎	2		6	8
新	保健体育	体育(α)	3	○	3	15
新		体育(β)	2	○	2	10
新		体育(γ)	2	○	2	10
新		保健	2	○	6	2
新	芸術	書道Ⅰ	2	○	6	8
新	外国語	英語入門	2		6	8
新		英語コミュニケーションⅠ	3	○	9	12
新		論理・表現Ⅰ	2		6	8
新	家庭	家庭総合	4	○	8	8
新	情報	情報Ⅰ	2	○	4	4
新	教養 (学校設定 教科)	国語教養	3		6	6
新		地歴教養	3		6	6
新		公民教養	3		6	6
新		数学教養	3		6	6
新		理科教養	3		6	6
新		体育教養	3		6	6
新		芸術教養	3		6	6
新		英語教養	3		6	6
新		家庭教養	3		6	6
新		情報教養	3		6	6
新		商業教養	3		6	6
新		総合的な探究の時間1	1	※2	1	1
新	総合的な探究の時間2	1	1		1	
新	総合的な探究の時間3	1	1		1	
新	総合的な探究の時間4	1	1		1	
新	総合的な探究の時間5	1	1		1	
新	総合的な探究の時間6	1	1		1	
		合計	107			

※1 科学と人間生活を含む2科目履修か基礎を付した3科目履修

※2 最低3単位履修

令和3年度以前入学生※3						
課程	教科	科目	単位	必履修	添削指導回数	面接指導回数
現	国語	国語総合	4	○	12	4
現		国語表現	3		9	3
現		現代文B	4		12	4
現		国語入門	2		6	2
現	地理歴史	世界史A	2	○	6	2
現		日本史B	4	○	12	4
現		地理B	4		12	4
現	公民	現代社会	2	○	6	2
現		倫理	2	○	6	2
現		政治・経済	2		6	2
現	数学	数学 I	3	○	9	3
現		数学入門	2		6	2
現	理科	科学と人間生活	2	○	6	8
現		化学基礎	2	○	6	8
現		生物基礎	2		6	8
現	保健体育	体育(α)	3	○	3	15
現		体育(β)	2	○	2	10
現		体育(γ)	2	○	2	10
現		保健	2	○	6	2
現	芸術	書道 I	2	○	6	8
現	外国語	コミュニケーション英語 I	3	○	9	12
現		英語入門	2		6	8
現	家庭	家庭総合	4	○	8	8
現	情報	社会と情報	2	○	4	4
現	教養 (学校設定 教科)	国語教養	3		6	6
現		地歴教養	3		6	6
現		公民教養	3		6	6
現		数学教養	3		6	6
現		理科教養	3		6	6
現		体育教養	3		6	6
現		芸術教養	3		6	6
現		英語教養	3		6	6
現		家庭教養	3		6	6
現		情報教養	3		6	6
現		商業教養	3		6	6
新	総合的な探究の時間1		1	※4	1	1
新	総合的な探究の時間2		1		1	1
新	総合的な探究の時間3		1		1	1
新	総合的な探究の時間4		1		1	1
新	総合的な探究の時間5		1		1	1
新	総合的な探究の時間6		1		1	1
合計			101			

※3 履修は入学年次の学習指導要領に基づくことを原則とし、転編入学生に対しては既修得単位数や科目内容によって、新学習指導要領科目を旧学習指導要領科目の履修とみなすことも含めて計画をたてる。

※4 最低3単位履修

教育課程表

[令和4年度以降入学の技能連携生用]

商業実務コース			家政・調理コース		
			服飾・保育・調理・美容・理容		
教科	科目	単位数	教科	科目	単位数
商業	ビジネス基礎	2～6	家庭	生活産業基礎	2～6
	課題研究	2～10		課題研究	2～10
	総合実践	2～6		生活産業情報	2～6
	ビジネス・コミュニケーション	2～6		消費生活	2～6
	マーケティング	2～6		保育基礎	2～6
	商品開発と流通	2～6		保育実践	2～6
	観光ビジネス	2～6		生活と福祉	2～6
	ビジネス・マネジメント	2～6		住生活デザイン	2～6
	グローバル経済	2～6		服飾文化	2～6
	ビジネス法規	2～6		ファッション造形基礎	2～6
	簿記	2～6		ファッション造形	2～6
	財務会計Ⅰ	2～6		ファッションデザイン	2～6
	財務会計Ⅱ	2～6		服飾手芸	2～6
	原価計算	2～6		フードデザイン	2～6
	管理会計	2～6		食文化	2～6
	情報処理	2～6		調理	2～20
	ソフトウェア活用	2～6		栄養	2～6
	プログラミング	2～6		食品	2～6
	ネットワーク活用	2～6		食品衛生	2～6
	ネットワーク管理	2～6		公衆衛生	2～6
	24単位以内選択			総合調理実習	2～6
				24単位以内選択	
			学校設定	学校設定	
			美容	美容関係法規・制度	1～3
				衛生管理	2～6
				美容保健	2～6
				美容物理・化学	2～6
				美容文化論	2～6
				美容技術理論	2～6
				美容運営管理	2～6
				美容実習	2～20
				日本語	1～3
				外国語	1～3
				エステティック技術	2～6
				美容カウンセリング	2～6
				メイクアップ	2～6
				美容総合技術	2～6
				20単位以内選択	
			学校設定	学校設定	
			理容	理容関係法規・制度	1～3
				衛生管理	2～6
				理容保健	2～6
				理容物理・化学	2～6
				理容文化論	2～6
				理容技術理論	2～6
				理容運営管理	2～6
				理容実習	2～20
				日本語	1～3
				外国語	1～3
				エステティック技術	2～6
				理容カウンセリング	2～6
				メイクアップ	2～6
				理容総合技術	2～6
				20単位以内選択	

総合コース			
情報・体育・英語・動物			
教科	科目	単位数	
情報	情報産業と社会	2～6	
	課題研究	2～10	
	情報の表現と管理	2～6	
	情報テクノロジー	2～6	
	情報セキュリティ	2～6	
	情報システムのプログラミング	2～6	
	ネットワークシステム	2～6	
	データベース	2～6	
	情報デザイン	2～6	
	コンテンツの制作と発信	2～6	
	メディアとサービス	2～6	
	情報実習	2～6	
	24単位以内選択		
	体育	スポーツ概論	2～6
スポーツⅠ		2～6	
スポーツⅡ		2～6	
スポーツⅢ		2～6	
スポーツⅣ		2～6	
スポーツⅤ		2～6	
スポーツⅥ		2～6	
スポーツ総合演習		2～6	
24単位以内選択			
英語	総合英語Ⅰ	2～6	
	総合英語Ⅱ	2～6	
	総合英語Ⅲ	2～6	
	ディベート・ディスカッションⅠ	2～6	
	ディベート・ディスカッションⅡ	2～6	
	エッセイライティングⅠ	2～6	
	エッセイライティングⅡ	2～6	
	24単位以内選択		
学校設定	学校設定		
動物	動物基礎行動学	2	
	基礎健康管理学Ⅰ	2	
	基礎健康管理学Ⅱ	2	
	美容実習	8～12	
	愛玩動物飼養管理士	2	
20単位以内選択			

<特別活動 各コース共通>

1. 特別活動には、ホームルーム・学校行事(儀式的行事・文化的行事・体育的行事)があり、毎年別に計画し実施する。
2. 特別活動には、在学期間を通算して30時間以上参加しなければならない。

[令和3年度以前入学の技能連携生用]

商業実務コース			家政・調理コース		
			服飾・保育・調理・美容・理容		
教科	科目	単位数	教科	科目	単位数
商業	ビジネス基礎	2～6	家庭	生活産業基礎	2～6
	課題研究	2～10		課題研究	2～10
	総合実践	2～6		生活産業情報	2～6
	ビジネス実務	2～6		消費生活	2～6
	マーケティング	2～6		子どもの発達と保育	2～6
	商品開発	2～6		子ども文化	2～6
	広告と販売促進	2～6		生活と福祉	2～6
	ビジネス経済	2～6		リビングデザイン	2～6
	ビジネス経済応用	2～6		服飾文化	2～6
	経済活動と法	2～6		ファッション造形基礎	2～6
	簿記	2～6		ファッション造形	2～6
	財務会計Ⅰ	2～6		ファッションデザイン	2～6
	財務会計Ⅱ	2～6		服飾手芸	2～6
	原価計算	2～6		フードデザイン	2～6
	管理会計	2～6		食文化	2～6
	情報処理	2～6		調理	2～20
	ビジネス情報	2～6		栄養	2～6
	電子商取引	2～6		食品	2～6
	プログラミング	2～6		食品衛生	2～6
	ビジネス情報管理	2～6		公衆衛生	2～6
	24単位以内選択			24単位以内選択	
			学校設定	学校設定	
			美容	美容関係法規・制度	1～3
				衛生管理	2～6
				美容保健	2～6
				美容物理・化学	2～6
				美容文化論	2～6
				美容技術理論	2～6
				美容運営管理	2～6
				美容実習	2～20
				日本語	1～3
				外国語	1～3
				エステティック技術	2～6
				美容カウンセリング	2～6
				メイクアップ	2～6
				美容総合技術	2～6
				20単位以内選択	
			学校設定	学校設定	
			理容	理容関係法規・制度	1～3
				衛生管理	2～6
				理容保健	2～6
				理容物理・化学	2～6
				理容文化論	2～6
				理容技術理論	2～6
				理容運営管理	2～6
				理容実習	2～20
				日本語	1～3
				外国語	1～3
				エステティック技術	2～6
				理容カウンセリング	2～6
				メイクアップ	2～6
				理容総合技術	2～6
				20単位以内選択	

総合コース			
情報・体育・英語・動物			
教科	科目	単位数	
情報	情報産業と社会	2～6	
	課題研究	2～10	
	情報の表現と管理	2～6	
	情報と問題解決	2～6	
	情報テクノロジー	2～6	
	アルゴリズムとプログラム	2～6	
	ネットワークシステム	2～6	
	データベース	2～6	
	情報システム実習	2～6	
	情報メディア	2～6	
	情報デザイン	2～6	
	表現メディアの編集と表現	2～6	
	情報コンテンツ実習	2～6	
	24単位以内選択		
	体育	スポーツ概論	2～6
		スポーツⅠ	2～6
スポーツⅡ		2～6	
スポーツⅢ		2～6	
スポーツⅣ		2～6	
スポーツⅤ		2～6	
スポーツⅥ		2～6	
スポーツ総合演習		2～6	
24単位以内選択			
英語	総合英語	2～6	
	英語理解	2～6	
	英語表現	2～6	
	異文化理解	2～6	
	時事英語	2～6	
	24単位以内選択		
学校設定	学校設定		
動物	動物基礎行動学	2	
	基礎健康管理学Ⅰ	2	
	基礎健康管理学Ⅱ	2	
	美容実習	8～12	
	愛玩動物飼養管理士	2	
	20単位以内選択		

<特別活動 各コース共通>

1. 特別活動には、ホームルーム・学校行事(儀式的行事・文化的行事・体育的行事)があり、毎年別に計画し実施する。
2. 特別活動には、在学期間を通算して30時間以上参加しなければならない。

別表3 教育課程〔履修要領〕

1. 必履修の各教科・科目を含め、各教科に属する科目及び総合的な探究の時間の単位数の計は、74単位以上とし、それぞれ履修し、修得しなければならない。

ただし、履修できる単位数は、1年次生では66単位以内、2年次生では既修得単位を通算して70単位以内とする。

2. I・IIのある各教科・科目については、Iを履修しなければIIを履修することはできない。

3. 他の高等学校において履修し、修得ずみの各教科・科目をもって、八洲学園高等学校での履修・修得に替えることができる。

4. 以上は、学則第26条及び第27条により、八洲学園高等学校において履修・修得したものとみなされる各教科・科目を含むものとする。

5. 他の高等学校での在学期間を通算し、履修期間は3年以上とする。

別表4

入学登録料、授業料、入学金、卒業関係諸費、IDシステム利用料、諸経費、クラス費、施設料

(1)一般生

入学登録料	授業料
20,000円	1単位につき10,000円
	(注)1年以内に履修教科・科目が修得を認定されなかったときは、次の1年に限り再履修することができる。

(2)聴講生

聴講生登録料	授業料
20,000円	1単位につき15,000円
	(注)1年限りとする。

(3)技能連携生

入学金	授業料
10,000円	年間 85,000円
(注)技能連携生は入学検定料を課さず、入学金を課する。	
卒業関係諸費	
5,000円	(注)3年次生のみ徴収

(4)IDシステム利用料

(1)、(2)ともに	
20,000円	(注)入学手続き時、1回のみ徴収

(5)諸経費

(1)のみ	
20,000円	(注)科目履修登録時、年1回のみ徴収

(6)クラス費・施設料

(1)の希望者のみ	卒業に必要な単位修得にかかる学習以外の付加学習を受講する為の費用
各期240,000円 施設料 各年度20,000円	ベーシッククラス
各期140,000円 施設料 各年度20,000円	マイスタイルクラス
各期140,000円 施設料 各年度20,000円	ホームサポートクラス
1年次～3年次 各期240,000円 4年次～5年次 各期140,000円 施設料 各年度20,000円	5年制クラス

(注)学期毎にクラス選択をすることができる。

卒業証書様式

	第 号
卒業証書	
校 印	
	氏 名
	生 年 月 日
あなたは本校において高等学校普通科の	
課 程 を 修 了 したことを証 します	
令和 年 月 日	
学校法人八洲学園 八洲学園高等学校 学校長 印	

(注)聴講生には、単位修得証明書を発行するものとする。